



2019年5月14日

各 位

会 社 名 日揮株式会社
代表者名 代表取締役会長 CEO 佐藤 雅之
(コード番号 1963 東証第1部)
問合せ先： 広報・IR 部長 遠藤 毅
(TEL 045-682-8026)

会社分割による持株会社体制への移行に伴う吸収分割契約締結および
定款の変更（商号および事業目的の一部変更等）に関するお知らせ

当社は、2018年11月8日付「グループ経営体制の改革に向けた検討の開始について」において、本年10月1日付で持株会社体制へ移行すべくその準備を開始する旨を公表しております。

当社は、本日（本年5月14日）開催の取締役会において、当社が営む「海外 EPC（Engineering, Procurement and Construction：設計・調達・建設）事業」および「国内 EPC 事業」について、会社分割の方式によって当社100%子会社である「日揮グローバル株式会社」（以下「日揮グローバル」といいます。）および「日揮プラントイノベーション株式会社」（以下「JPI」といい、日揮グローバルと JPI を個別にまたは総称して「承継会社」といいます。）に対してそれぞれの事業を承継させるために、承継会社との間で吸収分割契約を締結することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします（以下、これらの会社分割を「本件吸収分割」といいます。）。

本件吸収分割後の当社は、本年10月1日付（予定）で商号を日揮ホールディングス株式会社に変更するとともに、その事業目的を持株会社体制移行後の事業に合わせて変更する予定です。なお、本件吸収分割および定款変更（商号および事業目的の一部変更）につきましては、本年6月27日開催予定の定時株主総会による所定の決議および関係官庁の許認可等が得られることを条件としております。

また、本件吸収分割は、当社の100%子会社への吸収分割であるため、開示事項・内容を一部省略して開示しております。

記

1. 会社分割による持株会社体制への移行

1. 持株会社体制への移行の背景と目的

当社グループは、中期経営計画「Beyond the Horizon」（2016年度～2020年度）において、メインビジネスである EPC 事業においては、オイル&ガス分野を中心としつつインフラ分野への領域拡大を掲げ、また非 EPC 事業においては製造業を強化すること等により、

さらなる成長と拡大を目指しております。

今般、上述の目指す企業グループ像を実現し、持続的に企業価値を向上させるという目的を、確実に、かつスピード感を持って達成するために、新たなグループ経営体制として持株会社体制に移行することといたしました。

将来の当社グループの柱となる事業会社に独立性を付与し、より主体的・機動的な事業運営を可能にするとともに、全体最適の資源配分とグループ経営の的確なガバナンスを行ってまいります。

1) グループ経営力、ガバナンスの強化

「経営」と「執行」を分離することで、持株会社が当社グループとしての中長期の視点に基づく経営方針策定・事業会社統括管理の機能を担い、企業価値の最大化、グループ目線での経営資源配分を実現していくことを目指します。また、持株会社と事業会社の役割責任の分担の明確化とグループ統括機能の強化により、企業運営の透明性の向上、グループ全体のガバナンスの強化を目指します。

2) マーケット特性に対応した EPC 遂行体制の構築

EPC 事業における海外マーケット、国内マーケット各々の特性に対応した事業遂行体制を構築（国内 EPC 事業と海外 EPC 事業を分け、個別の事業会社として運営）することにより、各マーケットにおいて従来以上に主体的、機動的な事業活動の推進を目指します。

(1) 海外オイル&ガス分野

マーケットボラタリティが高い海外オイル&ガス分野は、巨大化、複雑化する案件に迅速に対応し、蓄積された技術力・マネジメント力を発揮することにより、当社グループのコアビジネスとしてさらなる拡大を図ります。

(2) 海外インフラ分野

中期経営計画で掲げる「インフラ分野への事業領域拡大」を達成すべく、海外 EPC 事業会社の中で独立した事業単位での遂行体制を通じて適切な経営資源の配分を実現し、EPC 事業における新たな柱としてさらなる発展を図ります。

(3) 国内 EPC 分野

海外マーケットに比べ、事業環境が比較的安定的な国内マーケットに対しては、当社国内 EPC 事業および JPI の経営資源を集約して効率化および競争力強化を実現し、オイル&ガスおよびインフラ両分野における分野拡大、ならびにマーケットシェア拡大を目指します。

3) 製造業の位置づけ明確化

当社グループの中核事業の一つとしての位置づけを明確化し、グループとして最適な経営資源の配分を行いつつ、次世代の社会・産業に貢献しうる技術開発の促進、高機能材の提供を一層推進します。

4) 経営人材の育成強化

事業会社に権限を委譲することで、各事業会社の経営人材が担える役割・責務を拡大し、各事業を牽引する経営人材を育成するための土壌を構築することを目指します。

2. 持株会社体制への移行の要旨

(1) 本件吸収分割の日程

吸収分割契約承認取締役会（当社および承継会社）	2019年5月14日
吸収分割契約締結（当社および承継会社）	2019年5月14日
吸収分割契約承認定時株主総会（当社およびJPI）	2019年6月27日(予定)
吸収分割契約承認臨時株主総会（日揮グローバル）	2019年6月27日(予定)
吸収分割効力発生日	2019年10月1日(予定)

(2) 本件吸収分割の方式

当社を分割会社とし、当社の100%子会社である日揮グローバルおよびJPIを承継会社とする吸収分割です。

(3) 本件吸収分割に係る割当ての内容

本件吸収分割に際し、承継会社は、承継する事業に関する権利義務の対価として、それぞれ次に定める数の普通株式を発行し、その全部を当社に割当交付いたします。

承継会社	普通株式の数
日揮グローバル株式会社	5,000株
日揮プラントイノベーション株式会社	2,000株

(4) 本件吸収分割に伴う新株予約権および新株予約権付社債に関する取扱い 該当事項はありません。

(5) 本件吸収分割により増減する資本金

本件吸収分割に伴う当社の資本金の増減はありません。

(6) 承継会社が承継する権利義務

本件吸収分割により、承継会社は、それぞれ、吸収分割契約に別段の定めのあるものを除き、効力発生日において当社に属する海外EPC事業および国内EPC事業に関するそれぞれの資産、負債、契約上の地位その他の権利義務を承継いたします。

なお、各承継会社が承継する債務については、重疊的債務引受の方法によるものいたします。

(7) 債務履行の見込み

本件吸収分割後、当社および承継会社の資産の額は、負債の額を上回ることが見込まれており、また、本件吸収分割後の収益見込みについても、当社および承継会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されていません。以上より、本件吸収分割後において当社および承継会社が負担すべき債務につき履行の見込みに問題はないと判断しております。

3. 本件吸収分割の当事会社の概要

(1) 分割会社（2019年3月31日現在）

(1) 商号	日揮株式会社										
(2) 所在地	神奈川県横浜市西区みなとみらい 2-3-1										
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役会長 CEO 佐藤 雅之										
(4) 事業内容	各種プラント・施設の EPC 事業等										
(5) 資本金	23,511 百万円										
(6) 設立年月日	1928 年 10 月 25 日										
(7) 発行済株式数	259,052,929 株										
(8) 決算期	3 月 31 日										
(9) 大株主および持分比率	<table> <tr> <td>日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）</td> <td>14.64%</td> </tr> <tr> <td>日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）</td> <td>9.46%</td> </tr> <tr> <td>日揮商事株式会社</td> <td>4.67%</td> </tr> <tr> <td>公益財団法人日揮・実吉奨学会基本財産口</td> <td>3.25%</td> </tr> <tr> <td>日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口 9）</td> <td>2.13%</td> </tr> </table>	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	14.64%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	9.46%	日揮商事株式会社	4.67%	公益財団法人日揮・実吉奨学会基本財産口	3.25%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口 9）	2.13%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	14.64%										
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	9.46%										
日揮商事株式会社	4.67%										
公益財団法人日揮・実吉奨学会基本財産口	3.25%										
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口 9）	2.13%										
(10) 直前事業年度の財政状態および経営成績（2019年3月期（連結））											
純資産	410,350 百万円										
総資産	708,855 百万円										
1 株当たり純資産	1,622.05 円										
売上高	619,241 百万円										
営業利益	23,249 百万円										
経常利益	32,304 百万円										
親会社株主に帰属する当期純利益	24,005 百万円										
1 株当たり当期純利益	95.14 円										

(2) 承継会社

(1) 商号	日揮グローバル株式会社	日揮プラントイノベーション株式会社
	2019年4月8日設立時現在	2019年3月31日現在
(2) 所在地	神奈川県横浜市西区 みなとみらい 2-3-1	神奈川県横浜市西区 みなとみらい 2-3-1
(3) 代表者の 役職・氏名	代表取締役 寺嶋 清隆	代表取締役社長 吉田 健一 (2019年4月1日付で山田昇司 が代表取締役社長に就任)
(4) 事業内容	海外における各種プラント・施設のEPC事業等	国内における各種プラント・施設のEPC事業および保全事業等
(5) 資本金	50百万円	830百万円
(6) 設立年月日	2019年4月8日	2000年4月19日
(7) 発行済株式数	5,000株	8,000株
(8) 決算期	3月31日	3月31日
(9) 大株主および 持分比率	日揮株式会社 100%	日揮株式会社 100%
(10) 直前事業年度の財政状況および経営成績		
	2019年4月8日現在	2018年3月31日現在
純資産	50百万円	26,069百万円
総資産	50百万円	38,939百万円
1株当たり純資産	10,000円	3,258,646.80円
売上高	－	49,448百万円
営業利益	－	5,001百万円
経常利益	－	5,214百万円
当期純利益	－	3,644百万円
1株当たり 当期純利益	－	455,514.98円

※ 日揮グローバル株式会社は、2019年4月8日に設立されており、直前事業年度が存在しないため、「(10) 直前事業年度の財政状況および経営成績」については、その設立日における純資産、総資産および1株当たり純資産のみを記載しております。

4. 分割する部門の事業概要

(1) 分割する部門の事業内容

承継会社	分割する部門の事業内容
日揮グローバル株式会社	海外 EPC 事業
日揮プラントイノベーション株式会社	国内 EPC 事業

(2) 分割する部門の経営成績 (2019 年 3 月期)

①海外 EPC 事業

	海外 EPC 事業 (a)	当社実績 (単体) (b)	比率 (a/b)
売上高	313,966 百万円	434,323 百万円	72.3%

②国内 EPC 事業

	国内 EPC 事業 (a)	当社実績 (単体) (b)	比率 (a/b)
売上高	119,930 百万円	434,323 百万円	27.6%

(3) 分割する資産、負債の項目および金額 (2019 年 3 月 31 日現在)

①海外 EPC 事業

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産	101,518 百万円	流動負債	46,209 百万円
固定資産	10,444 百万円	固定負債	4,496 百万円
合計	111,963 百万円	合計	50,705 百万円

②国内 EPC 事業

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産	62,151 百万円	流動負債	62,858 百万円
固定資産	2,178 百万円	固定負債	1,301 百万円
合計	64,330 百万円	合計	64,160 百万円

(注) 上記金額は 2019 年 3 月 31 日現在の貸借対照表を基準として算出しているため、実際に承継される金額は、上記金額に効力発生日までの増減を調整した数値となります。

5. 本件吸収分割後の当社の状況（2019年10月1日現在（予定））

	分割会社
(1) 商号	日揮ホールディングス株式会社 (2019年10月1日付で現在の日揮株式会社から商号を変更いたします。)
(2) 所在地	神奈川県横浜市西区みなとみらい 2-3-1
(3) 代表者の 役職・氏名	未定（決定次第公表いたします）
(4) 事業内容	グループ戦略立案および事業会社の統括管理等
(5) 資本金	23,511 百万円
(6) 決算期	3月31日

6. 本件吸収分割後の承継会社の状況（2019年10月1日現在（予定））

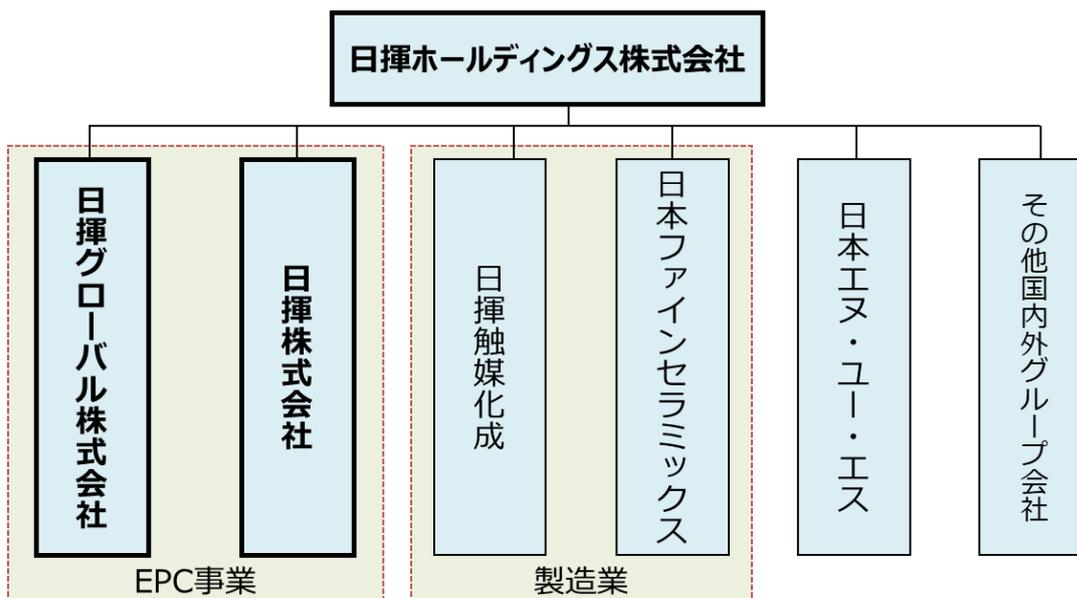
	承継会社
(1) 商号	日揮グローバル株式会社
(2) 所在地	神奈川県横浜市西区みなとみらい 2-3-1
(3) 代表者の 役職・氏名	未定（決定次第公表いたします）
(4) 事業内容	海外における各種プラント・施設の EPC 事業
(5) 資本金	1,000 百万円
(6) 決算期	3月31日

	承継会社
(1) 商号	日揮株式会社 (2019年10月1日付で現在の日揮プラントイノベーション株式会社から商号を変更いたします。)
(2) 所在地	神奈川県横浜市西区みなとみらい 2-3-1
(3) 代表者の 役職・氏名	未定（決定次第公表いたします）
(4) 事業内容	日本国内における各種プラント・施設の EPC 事業および保全事業等
(5) 資本金	1,000 百万円
(6) 決算期	3月31日

7. 今後の見通し

本件吸収分割が当社の連結業績に与える影響は軽微です。なお、本吸収分割により、当社の収入は当社グループ各社からの配当収入などが中心となり、また当社の費用は持株会社としての機能に関わるものが中心となる予定です。

8. 持株会社移行後のグループ体制（イメージ）



（参考）当期連結業績予想（2019年5月14日公表）および前期経営成績

（単位：百万円）

	連結売上高	連結営業利益	連結経常利益	親会社株主に 帰属する 当期純利益
当期連結業績予想 (2020年3月期)	500,000	19,000	26,000	10,000
前期連結業績実績 (2019年3月期)	619,241	23,249	32,304	24,005

II. 定款の変更

1. 変更の理由

- (1) 当社は、持株会社体制に移行する予定です。これに伴い、現行定款の第1条（商号）を変更するとともに、現行定款の第2条（目的）に定める事業目的の整理なら

びに持株会社体制移行後の当社および当社子会社の事業展開を見据えた変更を行います。

- (2) 取締役会における審議のさらなる充実および活性化を図ることを目的として、現行定款の第 19 条（員数）に定める取締役の員数を 15 名以内から 10 名以内に変更します。
- (3) 執行役員による業務執行体制という実態に即して、現行定款の第 22 条（役付取締役）の一部を削除します。
- (4) コーポレート・ガバナンス強化の観点から経営の透明性をより一層向上させるため、定款に定める相談役および顧問を廃止することとし、現行定款の第 24 条（相談役、顧問）を削除します。
- (5) 「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）の施行に伴い、責任限定契約を締結できる取締役および監査役の範囲が拡大されました。これに伴い、取締役および監査役として有能な人材を継続的に登用し、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款の第 31 条（取締役の責任免除）および第 39 条（監査役の責任免除）を変更します。なお、現行定款第 31 条の変更につきましては、各監査役の同意を得ています。
- (6) 上記（4）の条文の削除に伴い、現行定款第 25 条以下を 1 条ずつ繰り上げます。
- (7) その他、文言および体裁の調整・変更を行います。
- (8) 本議案による定款変更は、第 2 号議案が原案のとおり承認可決されることおよび同議案の吸収分割契約に基づく吸収分割の効力発生を条件として、2019 年 10 月 1 日に効力が生じるものとします。

2. 変更の内容

（下線部は変更部分を示します）

現行定款	変更案
<p>（商 号）</p> <p>第 1 条 当社は、<u>日揮株式会社</u>と称し、英文では <u>JGC CORPORATION</u> と表示する。</p>	<p>（商 号）</p> <p>第 1 条 当社は、<u>日揮ホールディングス株式会社</u>と称し、英文では <u>JGC HOLDINGS CORPORATION</u> と表示する。</p>
<p>（目 的）</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p>	<p>（目 的）</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営む<u>会社および外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること</u>を目的とする。</p>

<p>1. <u>石油、石油精製、石油化学、ガス、一般化学、電気、製鉄、原子力、石炭、造水、農業、飼料、生化学、食品、医薬品、医療、情報、通信、運輸、流通、備蓄、都市開発、上下水道、産業公害防止、災害防止、環境保全、宇宙開発等に関する装置、設備および施設の設計、調達、建設、運転、保守および管理</u></p> <p>2. <u>紙・パルプ、窯業・セメント、金属精錬、建築資材等の製造に関する装置、設備および施設の設計、調達、建設、運転、保守および管理</u></p> <p>3. <u>鋼構造物工事業</u></p> <p>4. <u>前各号に関する装置、設備および施設の賃貸および割賦販売</u></p> <p>5. <u>前各号の装置、設備および施設の計画に関するコンサルテーション</u></p> <p>6. <u>前各号に関連する技術の開発</u></p> <p>7. <u>前各号に関する装置、機械、器具および測定機器の製造および販売</u></p> <p>8. ~ 10. (条文省略)</p> <p>11. <u>触媒および化学薬品の製造および販売</u></p> <p>12. <u>バイオテクノロジーを使用した医薬品、診断薬等の研究開発およびその受託ならびに製造および販売</u></p> <p>13. ~ 20. (条文省略)</p> <p>21. <u>不動産の売買、賃貸借、仲介および管理ならびに土木、建築工事の請負、設計および監理</u></p> <p>22. (条文省略) (新設)</p> <p>23. (条文省略)</p>	<p>(1) <u>石油、石油精製、石油化学、ガス、一般化学、電気、製鉄、<u>非鉄金属、金属精錬</u>、原子力、石炭、造水、農業、飼料、生化学、食品、医薬品、医療、情報、通信、運輸、流通、備蓄、都市開発、上下水道、産業公害防止、災害防止、環境保全、宇宙開発、<u>紙・パルプ、窯業・セメント、建築資材、再生可能エネルギー</u>等に関する装置、設備および施設の設計、調達、建設、運転、保守および管理</u> (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(2) 前号に関する装置、設備および施設の賃貸および割賦販売</p> <p>(3) <u>第1号の装置、設備および施設に関するコンサルテーション</u></p> <p>(4) <u>第1号に関連する技術の研究開発</u></p> <p>(5) <u>第1号に関する装置、機械、器具および測定機器の製造および販売</u></p> <p>(6) ~ (8) (現行どおり)</p> <p>(9) <u>触媒、化学薬品および化成品の製造および販売</u> (削除)</p> <p>(10) ~ (17) (現行どおり)</p> <p>(18) <u>不動産の売買、賃貸借、仲介および管理</u></p> <p>(19) (現行どおり)</p> <p>(20) <u>各種事務機器および設備機器の販売</u></p> <p>(21) (現行どおり)</p>
--	--

<p><u>24.</u> <u>旅行業法に基づく旅行業</u></p> <p><u>25.</u> <u>警備業法に基づく警備業</u></p> <p><u>26.</u> <u>広告代理店業</u></p> <p><u>27.</u> (条文省略)</p> <p><u>28.</u> 前各号に関連する事業に対する調査、投融資および保証</p> <p><u>29.</u> 前各号に附帯する事業</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p><u>(22)</u> (現行どおり)</p> <p><u>(23)</u> 前各号に<u>附帯または関連する一切</u>の事業に対する調査、投融資および保証</p> <p><u>(24)</u> 前各号に<u>附帯または関連する一切</u>の事業</p> <p><u>2.</u> 当社は、<u>前項各号およびこれに附帯または関連する一切の事業を営むことができる。</u></p>
<p>第3条 (条文省略)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p><u>1.</u> (条文省略)</p> <p><u>2.</u> (条文省略)</p> <p><u>3.</u> (条文省略)</p> <p><u>4.</u> (条文省略)</p>	<p>第3条 (現行どおり)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p><u>(1)</u> (現行どおり)</p> <p><u>(2)</u> (現行どおり)</p> <p><u>(3)</u> (現行どおり)</p> <p><u>(4)</u> (現行どおり)</p>
<p>第5条～第8条 (条文省略)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p><u>1.</u> (条文省略)</p> <p><u>2.</u> (条文省略)</p> <p><u>3.</u> (条文省略)</p> <p><u>4.</u> (条文省略)</p>	<p>第5条～第8条 (現行どおり)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p><u>(1)</u> (現行どおり)</p> <p><u>(2)</u> (現行どおり)</p> <p><u>(3)</u> (現行どおり)</p> <p><u>(4)</u> (現行どおり)</p>
<p>第10条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p>	<p>第10条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p>

<p>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。</p> <p>第 12 条～第 14 条 （条文省略）</p> <p>（招集権者および議長）</p> <p>第 15 条 株主総会は、取締役会長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>取締役会長が差し支えあるときまたは欠員のときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれを招集し、議長となる。</p> <p>第 16 条 （条文省略）</p> <p>（決議の方法）</p> <p>第 17 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</p> <p>（議決権の代理行使）</p> <p>第 18 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p>	<p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。</p> <p>第 12 条～第 14 条 （現行どおり）</p> <p>（招集権者および議長）</p> <p>第 15 条 株主総会は、取締役会長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役会長が差し支えあるときまたは欠員のときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第 16 条 （現行どおり）</p> <p>（決議の方法）</p> <p>第 17 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</p> <p>（議決権の代理行使）</p> <p>第 18 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p>
--	--

<p>株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。</p> <p>(員 数) 第 19 条 当社に取締役 <u>15</u> 名以内を置く。</p> <p>(選任方法) 第 20 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>第 21 条 (条文省略)</p> <p>(役付取締役) 第 22 条 取締役会は、その決議をもって、取締役会長 1 名、取締役副会長 1 名、<u>取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名</u>を定めることができる。</p> <p>第 23 条 (条文省略)</p> <p>(相談役、顧問) <u>第 24 条 取締役会の決議により、相談役または顧問を置くことができる。</u></p> <p>第 <u>25</u> 条、第 <u>26</u> 条 (条文省略)</p> <p>(招集権者および議長) 第 <u>27</u> 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。</p>	<p><u>2.</u> 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。</p> <p>(員 数) 第 19 条 当社に取締役 <u>10</u> 名以内を置く。</p> <p>(選任方法) 第 20 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 <u>2.</u> 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 <u>3.</u> 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>第 21 条 (現行どおり)</p> <p>(役付取締役) 第 22 条 取締役会は、その決議をもって、取締役会長 1 名、取締役副会長 1 名<u>および取締役社長 1 名</u>を定めることができる。</p> <p>第 23 条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>第 <u>24</u> 条、第 <u>25</u> 条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者および議長) 第 <u>26</u> 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。</p>
--	--

<p>取締役会長が差し支えがあるときまたは欠員のときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれを招集し、議長となる。</p> <p>第 28 条～第 30 条 （条文省略）</p> <p>（取締役の責任免除）</p> <p>第 31 条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>当社は社外取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第 32 条 （条文省略）</p> <p>（選任方法）</p> <p>第 33 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>2. 取締役会長が差し支えがあるときまたは欠員のときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>第 27 条～第 29 条 （現行どおり）</p> <p>（取締役の責任免除）</p> <p>第 30 条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2. 当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第 31 条 （現行どおり）</p> <p>（選任方法）</p> <p>第 32 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>
---	--

<p>(任 期)</p> <p>第 34 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第 35 条～第 38 条 (条文省略)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 39 条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>当社は社外監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第 40 条 (条文省略)</p> <p>(任 期)</p> <p>第 41 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。会計監査人は、定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会</p>	<p>(任 期)</p> <p>第 33 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第 34 条～第 37 条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 38 条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2. 当社は監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第 39 条 (現行どおり)</p> <p>(任 期)</p> <p>第 40 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 会計監査人は、定時株主総会において別段の決議がされなかったとき</p>
---	--

<p>において再任されたものとみなす。</p> <p>第 42 条～第 44 条 （条文省略）</p>	<p>は、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p> <p>第 41 条～第 43 条 （現行どおり）</p>
---	--

3. 定款変更の日程

定款変更のための定時株主総会

2019 年 6 月 27 日（予定）

定款変更の効力発生日

2019 年 10 月 1 日（予定）

以 上